

入札説明書等に関する質問回答書

< 入札説明書 >

No	頁 No.	大項目	中項目	小項目	細項目	項目	質問事項	回答
1	3	第2	6	(4)	1)	改修施設整備業務	に附帯設備の設置工事及びその関連業務とありますが、「施設設計要求書」及び「業務要求水準書」にその内容の記載がありません。詳細な要求水準をご指示下さい。	資料2「諸室仕様表・備品計画表の凡例」及び資料4「備品計画表」にて確認して下さい。
2	3	第2	6	(4)	1)	改修施設整備業務	埋蔵文化財調査及びそれに基づく処理もこの事業範囲となっていますが今回の地盤掘削範囲は改修工事であるので限られます。事前調査費は見込めますが発見された場合の後の対応費用については想定が難しく大学側の負担と考えて宜しいでしょうか。	埋蔵文化財調査実施資料及び予定調査範囲資料を公表致します。 なお、埋蔵文化財調査については、重要な文化財等が発見された場合は、現状保存前までの作業は本事業の埋蔵文化財調査業務に含みます。現状保存に係る費用は、本事業対象外とし費用は大学が負担します。大学が想定する範囲以外の敷地の埋蔵文化財調査においては、調査及びその後の対応にかかる費用は事業者負担とします。
3	4	第2	6	(4)	2)	維持管理業務	機能を維持する為に行う修繕・更新は本事業内となっていますが不測の災害に対するものは(地震、水害、火事)大学側の負担と考えて宜しいでしょうか。	不可抗力による場合は、事業契約書(案)第65条第1項に基づき大学と事業者で負担します。
4	5	第2	6	(6)	2)	改修工事期間	改修工事期間は引渡し期日の変更は不可としても、着工の日付は協議により変更可能と考えてよろしいでしょうか。また、工事着工時には家具、什器、備品、実験機器等は大学の責任、費用にて全て移動が完了していると考えてよろしいですか。また、工事完了時は、事業者の業務に含まれる改修工事、付帯設備の設置が完了した状態での引渡しであり、大学側が設置する家具、什器、備品、実験機器等は未設置の状態と考えてよろしいでしょうか。もし、大学側が設置する機器等が設置された状態であるならば、設置、試運転調整に必要な期間をご指示ください。	第1文は、着工時については、実施方針等に関する質問回答集No.13にお示ししましたように変更可能です。なお、引越しの関係がありますので、事前の協議を要します。 第2文は、施設引渡し後に大学が引き続き使用する家具、什器、備品、実験機器等については、工事着工時にはすべて移動を完了します。 第3文は、工事完了時については、ご理解のとおりです。
5	6	第2	6	(8)		事業に必要と想定される根拠法令等	根拠法令に建築基準法がありますが構造躯体に関しては既存不適格の建物として耐震改修によると考えて宜しいでしょうか。	本事業は、耐震性について現法の基準を満たすために耐震改修を行います。
6	8	第3	1	(3)		設計の総括技術者・主任技術者	総括技術者と主任技術者の両者を専任で配置する必要があるということでしょうか。また、主任技術者は分野ごと(建築、構造、設備)に配置することが義務づけられますか。	前段は、総括技術者と主任技術者の両者を専任で配置する必要があります。 後段は、同じ技術者が複数の役割及び分担を担当することを妨げるものではありません。
7	8	第3	1	(2)		入札参加者及び協力会社の参加要件	「参加要件の で最近1年間の国税(法人税等)を滞納していない者であること」とありますが、証明する書類の提出は不要との理解でよろしいでしょうか。	納税証明書を提出して頂きます。
8	8	第3	1	(3)	オ	設計に当たる者の要件	専任で配置する設計担当者の業務実績として(ア)全面的な改修実績(イ)耐震補強工事の実績を求められております。施設全体に亘る耐震補強工事、既存建家を解体しての建替え工事等は、実績として認められる「全面的な改修工事」に該当するという理解でよろしいでしょうか。	施設全体に亘る耐震補強工事は、全面的な改修工事に該当します。既存建家を解体しての建替え工事は、新営工事と考え、改修工事には該当しません。
9	8	第3	1	(3)	オ	設計に当たる者の要件	「なお、設備設計を担当するものは～」との記載がありますが、設備設計を含めた業務を行っている事務所であれば、特に設備設計担当として名前を明記する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	担当者の実績を必要とするため、名前の明記が必要です。
10	9	第3	1	(3)	オ	設計業務実績	設計を数社が共同で行う場合、全ての企業が業務実績を示す必要がありますか。	同一業務を複数の者が共同で実施する場合も、それぞれがその全ての要件を満たす必要がありますので、業務実績をお示し下さい。

< 入札説明書 >

No	頁 No.	大項目	中項目	小項目	細項目	項目	質問事項	回答
11	10	第3	1	(3)	ア	改修工事に当 たる者の要件	「共同して工事を実施するすべての入札参加者及び協力が会社が上記を満たさなければならぬ」とありますが、建築一式工事の点数を満たす企業A、電気工事の点数を満たす企業B、管工事の点数を満たす企業Cが共同企業体を組み、SPCからA、B、C共同企業体として一本の請負契約を締結し工事することは可能でしょうか。	入札参加者及び協力会社において各工事を担当する企業は、当該工事の点数を満たす必要があります。 なお、共同企業体が構成員又は協力企業になることは可能ですが、共同企業体として参加要件及び資格等要件を満たして下さい。
12	10	第3	1	(3)	エ	改修工事の主 任技術者	複数の建設企業が共同して施工する場合、全ての企業が主任技術者又は監理技術者が配置する必要がありますか。あるいは1社のみでよろしいでしょうか。	分野別に1人ずつ主任技術者又は監理技術者を配置して下さい。
13	11	第3	2			入札参加グ ループの構 成員等の変 更等	指名停止による構成員等の変更を認めないということであれば、構成員及び協力会社のいずれかが指名停止となった場合、7ページ記載の参加要件を満たさないこととなり、入札参加グループが失格となるとの解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
14	12	第3	3	(1)		入札説明書の 承諾	「入札提出書類の提出をもって事業契約書(案)、基本協定書(案)の記載内容を承諾したものとします。」とありますが、落札後、事業契約書(案)、基本協定書(案)の締結に際し、契約内容について大学と事業者との間で協議の余地はないのでしょうか。ご教示願います。	事業契約書(案)の契約内容については変更修正することはできませんが、条文の文言を明確化するために文言の修正を行うことは可能です。
15	13	第3	3	(7)	3)	入札に関する 留意事項-そ の他	「外国の板ガラス製造業者からの競争力のある取引の申出に対して適切な考慮を払いつつ、板ガラスを含む建設資機材を内外無差別の原則に基づいて選定することを期待する。」とありますが、入札に関する留意事項として記載されている理由につきましてご教示願います。	平成7年1月25日付米国通商代表あて駐米日本大使館書の附属書「日本国政府及びアメリカ合衆国政府による板ガラスに関する措置」に基づき、事業者に国内外の業者を差別せず公平かつ適切な事業の実施を求めています。
16	14	第3	4			選定スケジ ュール	入札提出書類の受付締切が平成16年12月1日で、第一次審査結果の通知から約1.5ヶ月程度であります。実施方針公表時のスケジュールに比べかなり短縮されております。この理由につきましてご教示願います。	入札参加者が早い段階から本事業について検討できるよう、実施方針等公表以降、早期から耐震補強等に関するデータ・資料を公表してきました。また、改修工事期間への影響及び落札者内での調整・交渉等に要する期間を勘案し、入札提案書類の受付締切以降のスケジュールを調整しました。
17	15	第3	5	(3)		入札手続	今回の質問回答に対して、再度質問する機会を設けていただくことは可能でしょうか。	再度質問を受け付ける機会を設けます。詳細については、別紙をご参照下さい。
18	15	第3	5	(3)		入札手続	参加表明にかかわる質問につきましては、21日の回答を前倒しでご回答頂くことは可能でしょうか。	21日に全質問に関する回答を公表します。
19	16	第3	5	(4)	1)	競争参加資格 確認申請書類 等の提出	参加資格申請書の受付期間を9月24日から10月4日と長く設定して頂いておりますが、これは、例外的なP16の2)の の後段を配慮して頂いたことによると理解すればよろしいのでしょうか。	提出書類の正確性を期していただくためであり、特段の配慮を行ったものではありません。
20	18	第3	5	(5)	1)	入札の方法	「全入札参加者の提案した入札価格が予定価格を超えている場合～再度の入札を執行行う。」とありますが、この場合入札参加者全員に再入札を行うのでしょうか。再入札は1回でしょうか。また、入札価格は提案内容から精緻な計算により導いた価格であることから、減価のための提案内容の変更提案の受け付けやそのための作業時間は戴けるのでしょうか。さらに、VE・CD込みの再入札は可能でしょうか。以上、ご教示下さい。	第1文は、入札辞退者がなければ入札参加者全員で入札を行います。 第2文は、複数回とします。 第3文は、作業時間を考慮のうえ、再入札日を設定します。 第4文は、VE・CD(コストダウン)という趣旨であるならば、そのような再入札は考えていません。

< 入札説明書 >

No	頁 No.	大項目	中項目	小項目	細項目	項目	質問事項	回答
21	18	第3	5	(5)	1)	入札の方法	予定価格の公表は行わないとのことですが、PFIにおいては、公表する案件が最近、多くなってきており、公表は一般的であると思料していたのですが、されないとされる理由を御教示くだされば幸いです。	大学の規則に準じ、予定価格の公表は行いません。
22	18	第3	5	(5)	2)	入札提出書類の提出	入札書類の提出期間を11月9日から12月1日と長く設定して頂いてありますが、どのような配慮からなのかご教示頂ければと思います。	よりよい提案をしていただくためです。
23	19	第3	5	(5)	3)	入札金額の内訳書の提示	入札金額の内訳書の提示後の内訳書の返却はいつ、どのように行われるのでしょうか。	落札者決定後、郵送にて返却します。
24	22	第4	5			落札者の決定	選定された最優秀提案を基に、落札者を決定(別紙資料4:落札者決定基準による)とありますが、基本的に、最優秀提案=第1落札予定者ということでしょうか。また、最優秀提案の公開は落札者決定の公開前にあるのでしょうか。	前段は、ご理解のとおりです。 後段は、落札者の決定前に最優秀提案を公表することは致しません。
25	23	第4	10			関連情報入手するための照会窓口	関連情報入手するための照会窓口が記載されておりますが、問い合わせの内容について特に制限があればご教示願います。	提案作成に係る内容についてはお答えできませんが、事務手続上のことは問い合わせ内容に応じて可能な範囲でお答します。
26	24	第5	2	(2)	1)	債権譲渡	債権は一体不可分とするところがあるが、実務上、施設整備費相当分と維持管理費相当分については、別々のタイミングで請求でき、別々に支払われるという認識でよいでしょうか。	請求書は、施設整備費相当分と維持管理費相当分を別々のタイミングで提出しても構いません。大学は請求書受領後60日以内にお支払いします。なお、債権はあくまでも一体であり、サービス購入料のうち個々の対価の請求権を独立させて、それぞれ譲渡、担保提供することはできません。
27	25	第5	3	(1)		サービス購入料	総サービス購入料の合計が中期計画に定められるのでしょうか。そして、これはいつの段階で組み込まれ私どもはそれを知ることが出来るのでしょうか。	前段は、ご理解のとおりです。中期目標の期間を超える債務負担については、中期計画において定めます。 後段は、本事業の債務が確定した後に、中期計画の変更を大学が文科大臣に認可申請し、その認可を受け、当該中期計画を公表した時点になります。
28	25	第5	3	(1)		サービス購入料	施設整備費相当及び維持管理費相当に関する大学側の措置は、確約されているものと判断してよろしいでしょうか。	大学は国からの予算措置を受け、事業費を着実に措置します。また、平成16年1月22日公表の「国立大学法人等における平成16年度のPFI事業について」により、文科省は着実な事業の実施を支援することとしています。
29	26	第5	3	(3)	1)	施設整備費相当	支払いは請求を受けてから60日以内に支払うとのことですが、中には引き渡しをしてから最大4ヶ月にもなるケースが存在してしまいます。期間を短縮していただけないでしょうか。	期間の短縮は致しません。
30	26 27	第5	3	(3)	1) 2)	施設整備費相当 維持管理費相当	施設整備費、維持管理費ともに「請求を受けてから60日以内に支払う」とありますが、請求書の送付日時がずれた場合、支払い日時もずれるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
31	27	第5	4			土地等の使用等	土地等の使用等 工事中の仮設現場事務所の土地、資材置場等も大学から無償で貸与されると考えてよろしいでしょうか。また、その位置、面積をご指示ください。	前段の土地の使用については、不動産使用許可による無償使用とします。 後段の位置については、入札説明書公表時資料図面7仮設計画図(案)をご参照ください。

< 入札説明書 >

No	頁 No.	大項目	中項目	小項目	細項目	項目	質問事項	回答
32	27	第5	6	(2)		契約保証金	履行保証保険の付保は、「事業契約締結の日から工学部他校舎施設の引渡完了日までを期間とする」とありますが、今回の改修工事は、改修工事が終了し引渡し完了した部分から順次供用が開始されますので、供用が開始された部分については付保の必要性がなくなると思われますが、付保期間の設定の仕方についてご教示願います。	履行保証保険は、棟ごと(工学部1号館、工学部2号館、理学部1・2号館、理学部3号館)に設計から引渡し完了までを保険対象期間とする付保も可能とします。但し、事業契約締結後～全施設引渡し完了までの期間を網羅して下さい。
33	28	第5	6	(2)		契約保証金	入札説明書に記載されている文面と入札公告に記載されている文面とが異なります。入札説明書の文面ですと、全施設引渡し完了日までを期間として全施設の改修工事費相当額の100分の10以上を契約保証金とすると読めますが、入札公告によると、改修工事対象施設毎にそれぞれの施設引渡し日を期間とする施設毎の契約保証金とすると読めます。正確な主旨を教えてください。	履行保証保険は、棟ごと(工学部1号館、工学部2号館、理学部1・2号館、理学部3号館)に設計から引渡し完了までを保険対象期間とする付保も可能とします。但し、事業契約締結後～全施設引渡し完了までの期間を網羅して下さい。
34	28	第5	6	(2)		契約保証金	改修工事に相当する金額の100分の10以上について履行保証保険の付保を求められているが、「改修工事に相当する金額」には、SPC設立費用や融資組成費用等の開業費は含まれないという認識でよいでしょうか。	「改修工事に相当する金額」には、SPC設立費用や融資組成費用等の開業費も含まれます。
35	28	第5	7			保険	維持管理期間中のリスク検討のため、大学が付保する予定の財産保険の内容について具体的お示しください。	大学が付保する財産保険は、基本補償(火災、破裂、爆発等による損害に対する修理代を補償及び各種費用を補償)、オールリスク(水害、盗難、電氣的機械的事故等による修理代を補償)、業務補償(基本補償及びオールリスク特約の事故による業務停止によって発生した収益損失補償)です。
36	30	第6	3			支払いの減額等	モニタリングに要する費用のうち事業者側負担の費用内容をご指示下さい。	事業者の義務とされているものは事業者の負担とします(事業契約書(案)第43条第4項参照)。なお、モニタリング内容は事業契約締結後に作成しますが、事業者の通常の業務体制で対応出来ないようなものを規定することは想定していません。
37	31	第6	4			財務書類の提出	選定事業者の財務書類を公開される事由につきご教示賜りたく存じます。	「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」に基づき、開示請求があれば開示することを意味します。
38	31	第6	7			技術者の配置	配置予定の技術者を当該事業の現場に配置することとありますが、資格要件が満たされていれば、現場配置に際して、技術者の変更は可能ですか。	技術者の変更は、基本的には認めません。
39	32	第7	2			基本協定	締結の期間を落札者決定後7日以内と設定している理由をお示しください。また、この7日には、土日は含まれないと考えてよいでしょうか。また、コンソーシアムの組成状況によっては、押印企業が多数に及び、押印の時間だけで規定の日数を超える恐れがあります。	「7日」を「14日(土日、祝日を含む)」に変更します。
40	32	第7	3	(3)		契約手続き	選定事業者が事業契約を締結しない場合は、選定事業者側の帰責事由により事業契約が締結できない場合と解釈してよろしいですか。	ご理解のとおりです。
41	33	第7	5	(1)		入札価格	積算する基準の金利は平成16年11月1日のTSRの6ヶ月LIBORベース10年物(円/円)スワップレートとのことですが、誤りのないように、具体的な数値を公表してもらえないでしょうか。	大学のHP上で公表します。

< 入札説明書 >

No	頁 No.	大項目	中項目	小項目	細項目	項目	質問事項	回答
42	33	第7	5	(1)		入札価格	(1)入札価格の説明文において(消費税、物価変動は見込まない)とありますが、工事費等の支払いには消費税が含まれるため、施設整備費相当の割賦金利を計算する際の元本には消費税が含まれることになります。ご見解につきご教示下さい。	入札価格は、事業者の契約希望金額(ただし、入札時点では割賦金利は平成16年11月1日の基準金利で算出したものとする。)から消費税を抜いた金額とします。また、落札金額は、入札価格から割賦金利を控除した金額に対して100分の5に相当する金額を消費税とします。
43	34	第8	2	(6)	3)	提案設計図	提案設計図の用紙サイズはA3でしょうか。	ご理解のとおりです。
44	36	第9	2			特定事業の選定の取消し	「入札参加者全員の入札額が大学が設定する予定価格を超える場合、大学は特定事業の選定を取り消す」とありますが、再入札によっても入札参加者全員の入札額が予定価格を超える場合に取消すと理解してよろしいでしょうか。ご教示願います。	再入札を複数回実施しても、入札参加者全員の入札額が予定価格を超える場合は、特定事業の選定を取り消します。
45	36	第9	2			特定事業の選定の取消し	本規定と18ページ記載の再入札との関係をどのように理解すればよろしいでしょうか。再入札しても予定価格を超える場合には特定事業の選定が取消しとなる、との理解でよろしいでしょうか。	再入札を複数回実施しても、入札参加者全員の入札額が予定価格を超える場合は、特定事業の選定を取り消します。
46							今回の質疑に対する回答がでたあとに、さらにもう一度、質疑を提出する機会を設けていただきたい。 今回新たに追加された内容を確認するため、現地見学会が実施されると思いますが、それにより新たな質疑が出ると思われます。また、今回の質疑に対する回答への質疑も出ると思いますので、再度質疑受付をお願いします。	前段は、一次審査を通過した入札参加者から再度質問を受け付ける機会を設けます。詳細については、別紙をご参照下さい。 後段は、見学会を行う予定です。詳細については、別紙をご参照下さい。